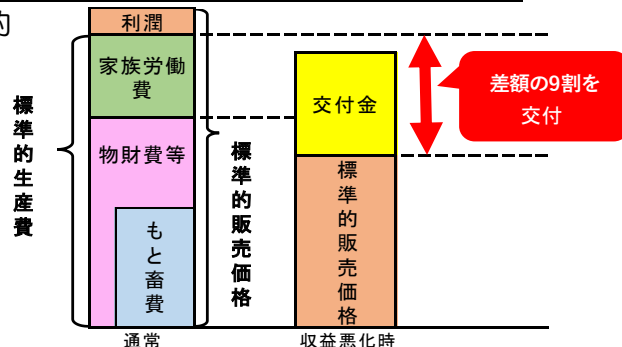


# 「肉用牛肥育経営安定交付金制度」

(第2業務対象年間：令和4年4月1日～令和7年3月31日)

## 1 ポイントと交付金発動の仕組みについて

- 肉用牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に、**差額の9割を交付**
- 法律に基づいた制度
- 3年間で1期間(業務対象年間)
- 交付割合は、**生産者：機構(国) = 1：3**が基本
- 3年に1度の**無事戻し**(残高がある場合)
- 交付金単価は、**毎月品種ごとに、機構が算定**
- 肉専用種は「**ブロック別(九州)算定**」、交雑種と乳用種は「**全国算定**」



## 2 登録生産者について

- 肥育経営を営んでいること
- 「**要件審査申請書**」を提出すること(3年ごとに提出)  
※今年度末、第3業対の「要件審査申請」が始まります！
- 登録内容に変更があった場合(代表者の変更、法人化、経営継承、農場追加等)登録内容の変更手続きをとること

## 3 令和6年度 生産者負担金単価について (宮崎県)

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			生産者	宮崎県(助成)
肉専用種	満25か月齢	5,000円	4,600円	400円
交雑種	満22か月齢	13,000円	12,600円	400円
乳用種	満18か月齢	10,000円	9,400円	600円

## 4 個体登録申込について

- 登録申込は**生後6か月から14か月に達する日まで**に行うこと
- 登録申込者の牛である**証拠書類**があること(購入伝票等)
- 登録内容に変更があった場合は、速やかに連絡すること
- トレサの**転入報告**がなされていること

登録・販売・異動届

生産者・委託先・協会が一体となって  
申込内容の確認を行きましょう！

## 5 交付対象牛について

- 生後**17か月に達するまで**肥育されていること
- 8か月以上連続した期間**、宮崎県内で肥育されていること
- 生産者負担金が納付されていること
- 販売があった**翌月15日まで**に販売報告が完了していること
- 販売の**証拠書類**があること(販売伝票等)
- トレサの**転出報告**がなされていること



## 6 交付対象とならない牛について

- 全廃棄牛(枝肉0円) ・現金で売買した牛(金融機関を通すこと)
- 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)
- 繁殖供用牛で交付金を受け取った場合、受け取った交付金は返還